

市からのお知らせ

後期高齢者医療制度  
保険料・被保険者証について

被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日(火)までです。7月中旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月以降に医療機関などで受診するときは、新しい被保険者証を窓口で提示してください。

医療機関を受診したとき、窓口で1割または3割の自己負担をお願いしていますが、この一部負担金の割合は前年の所得などにより毎年見直しを行っています。新しい被保険者証で負担割合が変更されていることがあります。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金からの天引きになります。(特別徴収)

ただし、特別徴収の事由に該当しない人や年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入した人、他の市町村から転入した人は、納付書や口座振替による納付となります。(普通徴収)

口座振替をご利用ください

納付書で納付している人は便利な口座振替をご利用ください。

市からのお知らせ

雑紙の回収がはじまります

現在、市が回収している「燃やせるごみ」のうち、約15%は雑紙と呼ばれる紙ごみです。ごみの減量化・資源化に向け、新聞、雑誌、段ボール、飲料紙パックに加え、8月から雑紙を資源回収品目に追加します。

**雑紙とは** コピー紙、封筒、包装紙、紙袋、菓子箱、ティッシュの箱などに**排出方法** ①紙袋に入れて紐で十字に縛る ②紙袋に入れてガムテープで留める ③雑紙をまとめて紐で十字に縛る ④雑誌などと一緒に紐で十字に縛る

一般家庭からの回収について

8月以降の月1回の紙資源回収日 ※詳しくは、6月に各戸配布されるチラシをご覧ください。

環境課 ☎(21)0259

市特定創業支援事業

「創業塾」

**日時** 7月16日(月・祝)・17日(火)ともに午後1時～5時

**場所** 市役所3階大会議室

**対象** 創業したい人、または創業後5年未満の人(定員15人)

子育て

手続きは、市指定金融機関などに備えてある「市税等口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。なお、金融機関の受付日から手続き完了までに1カ月程度かかる場合があります。

医療連携課 ☎(21)0258

各種相談

子育て

健康・福祉

イベント

文化

スポーツ

一部負担金の割合

医療機関などで支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

所得区分	判定基準	一部負担金割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額(各種控除後)が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者	3割
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰのいずれにも該当しない人	1割
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者	

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。※所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。

$$\begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{所得} - 33 \text{万円}) \\ \times \\ \text{所得割率} \\ (9.17\%) \end{matrix} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ (4 \text{万} 6600 \text{円}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料額} \\ (\text{限度額} 62 \text{万円}) \end{matrix}$$

※1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。

変更の内容

保険料率は2年ごとに見直しが行われます。平成30年度から後期高齢者医療制度の保険料率が変わりました。これは「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」で定められ、県内均一になっています。

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	4万9200円	4万6600円
所得割率	9.87%	9.17%
保険料の限度額	57万円	62万円

市長と語ろう会

市民の皆さんと行政の相互理解を深め、市民参加のまちづくりを積極的に進めるため、市長が直接市民の皆さんと懇談する「市長と語ろう会」の実施希望団体を募集しています。

**対象** 10～20人程度の中学生以上の市民団体・グループで、特定の政党、宗教、営利を目的とした団体を除く。(母体と同じ団体・グループの開催は2年に1回とさせていただきます)

**開催できる日時** 開庁日の午前9時～午後9時

※公務の都合上、ご希望の日程に沿えない場合やお断りする場合があります。

**申し込み** 語ろう会の実施を希望する団体・グループは、開催日の前々月の末日までに秘書広報課へお申し込みください。

**その他** 懇談テーマや会場については、団体・グループで準備してください。ただし、懇談会など飲食を伴う場合はお断りさせていただきます。

秘書広報課 ☎(21)0210

セミナーの内容

①創業プランの基礎知識 ②販路開拓 ③収支計画 など

**講師** 難波三郎さん(中小企業診断士)

**受講料** 無料

**申し込み** 7月13日(金)までに高梁商工会議所または備北商工会へ

**その他** 修了者は創業関連の支援を受けることができます。

高梁商工会議所 ☎(22)2091

備北商工会 ☎(42)2412

新製品開発等支援事業補助金

**対象** 市内に事業所を有する事業者もしくは団体

**対象事業** 地域資源を活用した新製品開発、またはパッケージデザイン開発に係る事業

**説明会** 6月29日(金)午前10時～

**審査会** 7月24日(火)午後2時～

※説明会、審査会ともに場所は市役所3階大会議室

**申し込み** 7月13日(金)までに産業観光課へ

産業観光課 ☎(21)0229

文化振興基金 助成事業募集

地域文化の振興や創造に落ちたまちづくり推進のため、文化振興基金

の助成事業を再募集します

**対象** 市内の団体など

**対象事業** ①歴史的文化的調査・保護 ②文化の普及・顕彰 ③文化交流・研修 ④優秀芸術の誘致・収集 ⑤文化施設の整備 ⑥歴史的重要な施設の整備 ⑦地域の活性化促進を図るための施設整備 など

※対象とならないもの ①営利を目的とする事業 ②特定の政治・宗教・営利団体などの活動および宣伝を目的とする事業 など

**助成額** 事業経費の2分の1

**申し込み** 7月20日(金)までに社会教育課へ

社会教育課 ☎(21)1516

認定農業者等育成支援事業(二次募集)

**補助対象者** 認定農業者、認定就農者、集落営農組織、農業関係法人、「人・農地プラン」の中心経営体

**補助率および上限額**

①団体：事業費の3分の1以内で1団体100万円まで(年度ごと)

②個人：事業費の6分の1以内で1人30万円まで(年度ごと)

**補助対象事業**

自ら使用するものや農作業受託に

使用する農業用機械のうち次の条件を全て満たすもの

①1品目あたり10万円以上のもの

で、法定耐用年数が4年以上のもの(中古品可/消費税は含まない)

②補助対象者の事業に関連したもの

③農作業以外に使用できる汎用性が高いものや、直接労力軽減につながるもの(軽トラックや農業用倉庫など)

**申請期間** 7月2日(月)～31日(火)

農林課 ☎(21)0223

国際交流協議会会員募集

市国際交流協議会は、国際姉妹都市である米オハイオ州トイ市との交流をはじめ、異文化理解や多文化共生に関する講座開催などを行っています。また、5月にフランスのアンペール高校と教育交流協定を締結し、新たな交流が始まります。

市民の皆さんと地域の国際化に向けた事業を進めていくため、会員を募集しています。また、ホストファミリーやボランティア通訳の登録も随時受け付けています。

**年会費** 個人会員1000円

法人会員5000円

総合戦略課 ☎(21)0208

【おわびと訂正】5月号6ページに誤りがありました。おわびして訂正します。  
「老朽危険建物除却促進事業補助金」対象経費 誤…助成対象経費の1/3(上限50万円)  
正…助成対象経費の1/3(上限30万円)